

特定疾患療養管理料の改悪と 長期処方等の強制に反対する緊急要請署名

大阪府保険医協会
理事長 宇都宮 健弘
副理事長 井上 美佐

3月14日(木)厚労省レクを開催します

日頃は保険医協会の活動にご理解・ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。2月14日の答申で糖尿病・高血圧症・脂質異常症が特定疾患療養管理料の対象疾患から除外されること、同じ3つの疾患を算定対象とした生活習慣病管理料(Ⅱ)の新設などが示されました。厚労省は説明資料で点数比較を行い、これまでの算定と比べて「若干低くなる」見解を示しています。しかしながら生活習慣病管理料(Ⅱ)は悪性腫瘍特異物質治療管理料や外来管理加算等を包括した医学管理料であり、医療機関にとっては大きな減収となることが予想されます。それだけではなく、この医学管理料は患者の同意が必要とされており、仮に同意が得られなかった場合は処方みの管理となるのでしょうか。

また、生活習慣病管理料や地域包括診療加算等の施設基準に患者からの申し出によって「長期処方」や「リフィル処方」に対応する旨の院内掲示を求めていることも大きな問題です。処方期間は医師の診療によって決定されるべきであって、一律に対応できるかのような文言を貼り出すことは到底受け入れられません。糖尿病・高血圧症・脂質異常症については、長期処方で十分管理可能という厚労省の意図を感じ、怒りを禁じえません。

大阪府保険医協会は今回の生活習慣病管理料と特定疾患療養管理料をめぐる改定に強く抗議するとともに、以下の署名に緊急に取り組みます。3月14日(木)の厚労省レク・国会行動に提出いたしますのでぜひご協力下さい。下記のQRコードからもご協力いただけます。

FAX 06-6568-2389 大阪府保険医協会



内閣総理大臣殿／厚生労働大臣殿／財務大臣殿／国会議員各位

- 一. 糖尿病・高血圧・脂質異常症を特定疾患療養管理料の算定対象から除外しないで下さい。
- 一. 生活習慣病管理料等の算定に「長期処方」や「リフィル処方」に対応する旨の院内掲示を強制しないで下さい。

私の一言

住 所：

医療機関名：

氏 名：

※ゴム印でも
結構です。

取扱い団体：大阪府保険医協会 〒556-0021 大阪市浪速区幸町 1-2-33 TEL06-6568-7721